

**ピングラム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所  
坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13  
神谷町セントラルプレイス 4 階  
TEL: 03-6721-3111(代) FAX: 03-6721-3112

平成 22 年 1 月 27 日

**オラクル社の 13 億ドルの陪審評決 - 日本企業への示唆**

ソフトウェア最大手のオラクル・コーポレーションと SAP 社が米国連邦裁判所の陪審裁判で争っていた訴訟は、2010 年 11 月 23 日オラクル側が勝訴し、13 億ドル（約 1100 億円）の賠償金を認める陪審評決が下されて全米メディアや業界で話題をよんでいる。賠償金額は著作権侵害事件の陪審評決としては史上最高額で、歴史上すべての米国裁判所判決の中でも史上 23 位、2010 年の陪審評決では最高額となった。この事件は、一個人が原告ではなく、米国とドイツのグローバルな大企業同士で争われた知的財産権紛争であることや、最大手法律事務所をフルに起用し何年にもわたり争われた大訴訟であることなど、巨額の賠償が認められることで知られる訴訟社会の米国でも、注目を集めたケースであった。

この事件から日本企業が学ぶことは多い。まず、米国でビジネスを行う日本企業は、著作権を侵害した場合のリスクは極めて大きいことを認識しなければならない。同時に、この訴訟の結果は、日本の企業も米国での訴訟を活用することによって、自らの重要な知的財産権を守ることができることを示している。

事件の概要は次のとおりである。ビジネス・ソフトウェアでは世界第一位の規模を誇るオラクル社は、2007 年、ビジネス・エンタプライズ・ソフトウェアで世界最大の SAP AG を訴えた。オラクルの訴えの理由は、SAP AG の最高経営機関である執行取締役会は、ソフトウェア・メンテナンスの米国会社を買収した際、その米国会社が以前からオラクル社のソフトの不法なダウンロードを行い、米国連邦著作権法（Copyright Act）とコンピュータ詐欺および濫用防止法（Computer Fraud and Abuse Act）に違反したことを知りながら吸収合併を完了し、その合併後も違法行為を継続したというものであった。オラクル社の主張によれば、SAP は、パスワードで守られているオラクルの顧客サポートサイトに無断アクセスし、何百万ものソフトウェア・ファイルと関連資料をダウンロードしただけでなく、業務用アプリケーション・ソフトウェアを丸ごと数千部も無断コピーした。裁判所のトライアル段階において、SAP は、ファイルを違法にダウンロードし何千もの違法コピーを作成した事実を認めたが、一方で、損害額については激しく争った。11 日にわたるトライアルと 1 日の評議の結果、陪審員は、オラクル社の主張をほぼ受け入れた賠償額を認めた。 [Oracle v. SAP AG \(Northern District of California\)](#)

Boston  
Frankfurt  
Hartford  
Hong Kong  
London  
Los Angeles  
New York  
Orange County  
San Francisco  
Santa Monica  
Silicon Valley  
Tokyo  
Washington

**Bingham McCutchen Murase  
Sakai Mimura Aizawa  
Foreign Law Joint Enterprise**

4-3-13 Toranomon, 4th Floor  
Minato-ku, Tokyo 105-0001  
Japan

T 03.6721.3111  
F 03.6721.3112

Bingham McCutchen LLP  
bingham.com/tokyo

この判断はまだ確定しておらず上訴の余地が残っているものの、ライセンサー、ライセンシーのいずれの立場でも知的財産権分野のグローバルプレイヤーである日本企業にとって、極めて有益な示唆を与える。

- (1) 著作権の侵害あるいは窃盗とよんでもよい違法コピーの被害を受けている日本企業は多い。そのような企業は、米国の管轄が認められるような事案であれば、悪質な違法行為者に対し、米国で侵害訴訟を提起することを考慮すべきであろう。知的財産は日本企業にとっての生命線である。知的財産を保護するために積極的な行動を起こすことは、違法行為者に対して、日本企業は侵害行為を決して容認しない、という強いメッセージを送ることになる。
- (2) 一方、意図的であれ単なる軽率によるものであれ、知的財産を盗んだという誹りを受けないために、グローバルな事業活動や M&A に際しては、知財関連ビジネスにかかわる管理とコンプライアンスの監督を強化することが必要である。これは、ビジネスが多角化、グローバル化する中で実際問題としてますます困難となってきたはいるものの、オラクル事件を見れば、違反の代償が極めて大きなものであることは明らかである。
- (3) コンプライアンス管理は、関連しうる複数の法域（国）にわたる基準と規則、法律を組み込む必要がある。これにはグローバルな経験を持つ知財スタッフと法律顧問の緊密な協力が不可欠である。

---

### ビンガムについて

ビンガムは、オラクル社にとって画期的な勝利となった上記事件で、サンフランシスコ事務所所属のジェフリー・ハワード (Geoffrey M. Howard) とドン・ピケット (Donn P. Pickett) 両米国弁護士が率いる弁護士チームを結成、訴訟提起時からオラクル社の代理人を務めました。日米欧の大手企業にとって、ビンガムは大型紛争・訴訟・仲裁において「頼りになる」法律事務所として知られています。ビンガムの、米国をはじめとする、東京、ヨーロッパ、アジア地域の拠点事務所には、大規模訴訟の経験を積んだ弁護士が総勢 450 名以上所属しています。東京では、元東京高等裁判所知的財産部判事の古城春実弁護士をはじめ、経験豊かな弁護士が国内外の主要案件を数多く手掛けています。